

月次総会議事録

令和5年（第2回）加古川市農業委員会月次総会
令和5年2月27日（月）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 穀	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

8 丸山 良作

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		
農林水産課			
農政係事務員	若林 侑未		

現地調査（西地区）

2月20日（月） 午前9時30分から
馬田会長、佐伯農地委員長、岡本委員、藤田委員 事務局2名

現地調査（東地区）

2月20日（月） 午後1時30分から
馬田会長、佐伯農地委員長、丸山委員、都倉委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第2回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、13番 藤本 毅委員、14番 東田 富能委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第13号を議題といたします。
議案第13号について、事務局の概要説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
以上、概要説明とさせていただきます。

議長 事務局の概要説明は終わりました。
議案第13号のうち4番の案件については、井相田 つや子委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、井相田委員に退席を願い審議を行います。
それでは、井相田委員の退席をお願いします。

(井相田 つや子 委員 退席)

議長 それでは、議案第13号のうち4番について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。

では、議案を朗読いたします。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

4 上莊町井ノ口 [REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、株式会社 [REDACTED]へ。

なお、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしており、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。

議案第13号のうち4番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第13号のうち4番について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第13号のうち4番について、許可することに決定いたします。

それではここで、井相田 つや子委員に着席願います。

(井相田 つや子 委員 着席)

議長 続きまして、議案第13号のうち、4番を除く、1番から11番について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。

では、議案を朗読いたします。

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め

ること。

1 野口町水足 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

2 平荘町小畠 [REDACTED]、[REDACTED] 平米、外 3 筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

3 上荘町薬栗 [REDACTED]、[REDACTED] 平米のうち [REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。地役権設定。

議案書 2 ページをご覧ください。

5 上荘町井ノ口 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

6 西神吉町岸 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

7 西神吉町西村 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外 2 筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。使用貸借権設定。

8 志方町細工所 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外 1 筆、計 [REDACTED] 平
米。[REDACTED] さん 外 1 名から、[REDACTED] さんへ。

議案書 3 ページをご覧ください。

9 志方町西中 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

10 志方町横大路 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、
[REDACTED] さんへ。

11 志方町横大路 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外 1 筆、計 [REDACTED]
平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。

なお、3 番以外の案件につきましては、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。つきましては、別紙、審議参考資料 1 ~ 3 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

また、3 番の案件につきましては、排水管埋設による地役権の設定を許可申請の目的としているため、農地法第 3 条第 2 項但し書きの規定により、同項各号の確認は不要となります。つきましては、別紙、審議参考資料 1 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、農地法関係事務に係る処理基準について第 3 の 2 に記載のとおり、対象農地及び周辺農地の営農に支障はないと見込まれることから、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長

事務局の議案朗読及び説明は終わりました。

議案第 13 号のうち、4 番を除く、1 番から 11 番について、ご意見を承

ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第13号のうち、4番を除く、1番から11番について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第13号のうち、4番を除く、1番から11番について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第13号のうち、4番を除く、1番から11番について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第14号を議題といたします。

議案第14号の10件については、1月11日から2月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第15号を議題といたします。

議案第15号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料4ページをご覧願います。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 八幡町宗佐 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED]さん。太陽光発電設備設置用地。発電事業計画認定済。

この案件につきましては、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤田委員 議席番号3番 藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年2月20日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、岡本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第15号の1番。申請の土地の位置は宗佐の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が水路、西が畑、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、前田委員、八代醍醐推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第15号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第15号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第15号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第16号を議題といたします。

議案第16号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料5ページをご覧願います。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町神野[REDACTED]、[REDACTED]平米。[REDACTED]さんから、株式会社 [REDACTED]へ。露天駐車場用地。始末書添付。

2 神野町石守一丁目[REDACTED]、[REDACTED]平米。[REDACTED]さん 外1名から、株式会社 [REDACTED]へ。老人デイサービスセンター。集落地区画区域。

3 平莊町養老 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED] さんへ。進入路用地。

議案書 10 ページをご覧ください。

4 平莊町池尻 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外 2 筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED] さん 外 1 名から、株式会社 [REDACTED] へ。太陽光発電設備設置用地。

5 平莊町一本松 [REDACTED]、[REDACTED] 平米のうち [REDACTED] 平米。
[REDACTED] さんから、[REDACTED] さん 外 1 名へ。住宅用地。使用貸借権設定、建築許可申請併願、一部転用。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 5~6 ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1 番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号 7 番 岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 5 年 2 月 20 日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、藤田委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 16 号の 1 番。申請の土地の位置は神野の東、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が雑種地、南が宅地、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、佃委員、坂田委員、石見推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2 番の案件について、神野町地区の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号 1 番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 5 年 2 月 20 日、調査者は、坂田委員、石見推進委員と私の 3 名で実施しました。

議案第 16 号の 2 番。申請の土地の位置は石守の南、現況は畠。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が畠となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3 番から 5 番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉委員 議席番号 18番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年2月20日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、丸山委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第16号の3番。申請の土地の位置は養老の西、現況は稻作あと。申請地の周囲は、東が宅地、西が分筆田、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第16号の4番。申請の土地の位置は池尻の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が水路・道路、南が田、宅地、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。

次に、議案第16号の5番。申請の土地の位置は一本松の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、ため池、西が分筆田、南が水路、北が分筆田となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上3件、地元立会委員は、来田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第16号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第16号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第16号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第17号を議題といたします。

議案第17号の1件については、1月11日から2月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第18号を議題といたします。

議案第18号の17件については、1月11日から2月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第19号を議題といたします。

議案第19号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書 17 ページ、審議参考資料 7 ページをご覧願います。

この議案は、200 平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第 13 条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第 19 号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 尾上町長田 [REDACTED] 、 [REDACTED] 平米のうち [REDACTED] 平米。 [REDACTED]

[REDACTED] さん。農業用倉庫。事実確認のため。

なお、この案件については、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 7 ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤田委員 議席番号 3 番 藤田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 5 年 2 月 20 日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、岡本委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 19 号の 1 番。申請の土地の位置は長田の西、申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、藤本委員、竹田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第 19 号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第 19 号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第 19 号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第20号を議題といたします。
議案第20号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料8ページをご覧願います。
議案の説明の前に、議案書の修正をお願いします。2番の案件の利用状況を雑種地から宅地に、3番の案件の利用状況を水路から山林に、それぞれ修正をお願いします。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないとの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第20号 非農地証明願承認のこと。

- 1 神野町福留 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外2筆、計 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん、平成10年。
- 2 山手1丁目 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん、平成8年3月頃。
- 3 上荘町見土呂 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん。昭和50年以前。

議案書19ページをご覧ください。

- 4 西神吉町辻 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん。昭和33年頃。
- 5 志方町野尻 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん。昭和40年頃。
- 6 志方町西中 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。被相続人 [REDACTED] 相続人 [REDACTED] さん。平成2年頃。

なお、いずれの案件についても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8~9ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番並びに2番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

岡本委員 議席番号7番 岡本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年2月20日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、藤田委員と私、事

務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第20号の1番。申請の土地の位置は福留の東。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第20号の2番。申請の土地の位置は山手一丁目の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は佃委員、坂田委員、石見推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番から6番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年2月20日、調査者は、馬田会長、佐伯農地委員長、丸山委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第20号の3番。申請の土地の位置は見土呂の北。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は堀本委員、井相田委員、藤野推進委員でした。

次に、議案第20号の4番。申請の土地の位置は辻の北。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第20号の5番。申請の土地の位置は野尻の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は原委員でした。

次に、議案第20号の6番。申請の土地の位置は西中の北。申請地の状況は竹林となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は東田委員、竹内推進委員、萩原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第20号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 異議なしの声がありました。議案第20号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第20号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第21号を議題といたします。
議案第21号の6件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第22号を議題といたします。
議案第22号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び概要説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の若林と申します。

この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書24ページ、審議参考資料10ページ～11ページをご覧願います。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数13戸。農地の中間的受け皿となる戸数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する戸数20戸。筆数46筆、面積59,720平米です。

続きまして、25ページをご覧願います。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書26ページ以降の各筆明細をご高覧ください。

以上、概要説明とさせていただきます。

議長 諮問原課の議案朗読及び概要説明は終わりました。
ここで、議案第22号のうち各筆明細2番については、前田 祥道委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、前田委員に退席を願い、先に審議を行います。それでは、前田委員の退席をお願いします。

(前田 祥道 委員 退席)

議長 それでは、議案第22号のうち各筆明細2番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書26ページの各筆明細2番の案件につきましては、貸す者 [REDACTED] さん、公益社団法人 ひょうご農林機構を介して、借りる者 株式会社 [REDACTED] です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。

なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。
つきましては、審議参考資料10ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第22号のうち各筆明細2番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第22号のうち各筆明細2番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第22号のうち各筆明細2番について、原案のとおり決定いたします。
それではここで、前田 祥道委員に着席願います。

(前田 祥道 委員 着席)

議長 次に、議案第22号のうち、各筆明細13番並びに14番については、原靖委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、原委員に退席を願い、先に審議を行います。それでは、原委員の退席をお願いします。

(原 靖 委員 退席)

議長 それでは、議案第22号のうち、各筆明細13番並びに14番について、質問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書27ページの各筆明細13番の案件につきましては、貸す者 [REDACTED] さん、借りる者 農事組合法人 [REDACTED] です。また、14番の案件につきましては、貸す者 [REDACTED] さん、借りる者 農事組合法人 [REDACTED] です。詳細につきましては、各筆明細をご高覧ください。
なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料11ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第22号のうち、各筆明細13番並びに14番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第22号のうち、各筆明細13番並びに14番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第22号のうち、各筆明細13番並びに14番について、原案のとおり決定いたします。
それではここで、原 靖委員に着席願います。

(原 靖 委員 着席)

議長 次に、議案第22号のうち、各筆明細2番、13番並びに14番を除く、1番から20番について、諮問原課である農林水産課の議案説明を願います。

農林水産課 議案書26ページから28ページの各筆明細2番、13番から14番を除く案件につきましては、貸す者17人、借りる者11人です。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。
つきましては、審議参考資料10ページ～11ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案説明は終わりました。議案第22号のうち、各筆明細2番、13番並びに14番を除く、1番から20番について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第22号のうち、各筆明細2番、13番並びに14番を除く、1番から20番について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第22号のうち、各筆明細2番、13番並びに14番を除く、1番から20番について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時7分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禱紹

令和5年2月27日

署名委員（13番）

署名委員（14番）